

別記様式第1号の2の2の2の3 (第4条の2の8、第51条の16関係)

防火対象物
防災管理 点検報告特例認定申請書

申請日を記入 → 令和○年 △月 ○日

鯖江・丹生消防組合 消防署長 殿

管理権原者
 住所 福井県鯖江市西山町△-○
鯖江・丹生公共施設管理公社
 氏名 代表理事 鯖江 太郎
 電話番号 ○○○-△△△△-○○○

下記のとおり、防火対象物
防災管理 点検報告の特例の認定を受けたいので申請します。

記

防火 管 理 又 は 防 火 対 象 物 又 は 防 災 管 理 対 象 物	所在地	福井県鯖江市三六町○丁目△-△				
	名称	鯖江コミュニティーセンター				
	管理権原	<input checked="" type="checkbox"/> 単一権原 <input type="checkbox"/> 複数権原	<small>複数権原の場合に管理権原に属する部分の名称</small>			
	用途※1	集会場	令別表第1※1	(1)項口	収容人員※1	300人
	令第2条を適用するもの※2	名称	令別表第1	収容人員		
		()項				
		()項				
申請者が管理を開始した年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 防火対象物	平成○年	△月	○日		
	<input type="checkbox"/> 防災管理対象物	年	月	日		
前回の特例認定年月日	<input type="checkbox"/> 防火対象物	年	月	日		
	<input type="checkbox"/> 防災管理対象物	年	月	日		

単一権限は一人の管理権原者が防火対象物全体を管理する体制
 複数権限は複数の管理権原者が建物内の各部分を管理する体制

	経過欄※3

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。
 3 ※1欄は、複数権原の場合にあっては管理権原に属する部分の情報を記入すること。
 4 ※2欄は、消防法施行令第2条を適用するものにあつては同一敷地内にある同令第1条の2の防火対象物ごとに記入すること。欄が不足する場合は、任意で書類を作成し添付すること。
 5 防火対象物又は防災管理対象物の所在地、管理権原者が防火対象物又は防災管理対象物の管理を開始した日その他市町村長が定める事項を記載した書類を添付すること。
 6 ※3欄は、記入しないこと。

防火対象物点検報告の特例制度について

防火対象物の点検報告制度とは

次の建物(防火対象物)の管理について権原を有するもの(建物のオーナー等)は、防火対象点検資格者に防火管理上必要な業務等について点検させ、その結果を消防長又は消防署長に毎年1回報告することが義務づけられています。(法第8条の2の2)

◎収容人員が30人以上の建物で次の要件に該当するもの

1. 特定用途部分が地階又は3階以上に存するもの(避難階は除く)
2. 階段が一つのもの(屋外に設けた階段であれば免除)

または、

◎特定の建物(特定防火対象物)で収容人員が300人以上のもの

特定防火対象物(特定用途)とは・・・集会場、遊技場、飲食店、百貨店、旅館、病院、社会福祉施設の
不特定多数の人が利用する建物

防火対象物点検の特例制度とは

防火対象物点検資格者による点検の結果が、3年間連続して点検基準に適合していると認められると、以後の3年間の点検と報告義務の免除を受けるための特例申請ができるものです。(法第8条の2の3)

※認定要件

- 過去3年以内に防火対象物点検が一年ごとにされていること。
- 防火管理者の選任、消防計画作成の届出がされていること。
- 消防訓練を年2回以上実施しあらかじめ消防機関に通報していること等

防災管理点検報告の特例制度について

防災管理点検とは

防災管理点検とは、地震などによる災害の影響を最小限に抑えるために、大規模建築物に対して実施される点検です。点検対象となる建築物の所有者または管理者には、年に1回、防災管理点検と点検結果報告が義務付けられています。(法第36条)

防災管理点検が必要な対象物

防災管理点検の対象となる防火対象物(政令第4条の2の4)

消防法第8条が該当となる防火対象物で、以下の用途、規模に該当するものが自衛消防組織の設置及び防災管理の対象(以下「防災管理対象物」という。)となります。

1. 令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項から(12)項まで、(13)項イ、(15)項及び(17)項(以下「対象用途」という。)に掲げる防火対象物(共同住宅、倉庫、格納庫は含まれません。)で以下のいずれかに該当するもの
 - 地階を除く階数が11以上で、延べ面積1万平方メートル以上
 - 地階を除く階数が5以上10以下で、延べ面積2万平方メートル以上
 - 地階を除く階数が4以下で、延べ面積5万平方メートル以上
2. 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で、対象用途を含むもので以下のいずれかに該当するもの
 - 対象用途が11階以上にあり、対象用途の床面積の合計が1万平方メートル以上
 - 対象用途が5階以上10階以下にあり、対象用途の床面積の合計が2万平方メートル以上
 - 対象用途が4階以下にあり、対象用途の床面積の合計が5万平方メートル以上
3. 令別表第1(16の2)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000平方メートル以上のもの

・同一敷地内に管理権原が同一の建物が複数ある場合には、それらの建物を一の建物として義務を判断します。

・建物内の事業所等の規模ではなく、防火対象物全体で、義務の判断を行います。

防災管理点検の特例制度とは

防災管理点検資格者による点検の結果が、3年間連続して点検基準に適合していると認められると、以後の3年間の点検と報告義務の免除を受けるための特例申請ができるものです。